

いま、町の人口は
 (昭和48年1月1日現在)
 ()内は12月1日現在
 男 12,845人(12,788)
 女 13,188人(13,115)
 計 26,033人(25,903)
 7,154世帯(7,131)

広 報 た な べ

73.1
No. 100

田 辺 町 役 場
 TEL 山城田辺
 07746-0-0271
 発行人 京 都 府 田 辺 町
 企画広報課
 印刷所 奥田印刷 K K

創刊一〇〇号記念

町のシンボル

甘南備山新春初登り

賀 正



第10回新春甘南備山初登りは、1月3日午前9時国鉄田辺駅を出発、町内から約80名が参加。原田町長・中川町文化協会長ら先頭にみんな頂上(標高214.8m)めざして元気いっぱい。10時すぎ全員そろって頂上に到着、甘南備神社に参拝した後、村井元町郷土史会長の「甘南備山の歴史の話や詩吟」を聞きました。また、一休が丘の中嶋宗吉(85才)さんの元気な姿がひとときはめだっていました。

おもな記事

- 2面 新春写真ルポ 新しい町・古い村
町のあちこち
・変ぼうする田辺
住民憲章を暮らしのなかに
- 3面 昭和48年の町政に望む、町政モニター・町政協力員さんや各種団体の代表者はこう考える、広報公聴活動22年間
- 4面 47年の町議会をふりかえる、町のあゆみ、消防初出式
- 5面 まちづくり構想
- 6面 お年寄りの医療費助成の適用範囲拡大、成人式おめでとう、など
- 7面 町緑化推進指導要綱
- 8面 町にひろう、消防署から

町の基盤整備と福祉対策を促進

あけまして、おめでとうございませう。みなさんも、さぞかしお元気で新年をおむかえになったことと心からお喜び申しあげます。ご承知のように、わが国の経済は所得倍増政策の進展をみて国際的信用をおおいに高めたといわれていますが、一方では、公害や交通・住宅・教育や福祉等の社会問題も少くも向上し、町全体

を生き、そのうえ物価の上昇によって、私たちの日常生活を著しく圧迫しています。こうしたなかで本町は、近年大都市周辺における都市化現象によって、町人口は年々増加し、六万都市の実現もさほど遠くない状況にあります。このような現状に対処して、みなさんの生活が少くも向上し、町全体

が自然と調和した均こうある発展をはかろうと、昨年「まちづくり構想」をまとめました。とくにことは、みなさんとの対話を通じ、この構想にそった町の基盤整備と福祉対策を促進し、地場産業の振興をはかりたく、年頭にあたり決意を新たにいたしております。どうか、みなさんのかわらないご支援ご協力をお願いします。

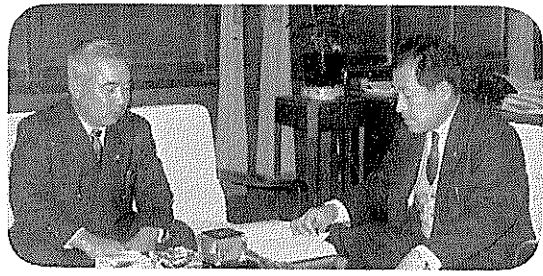
田辺町長 原田喜代次

秩序ある町づくり

謹んで、新春のお喜びを申しあげます。昨年は、国内外においてショッキングな事件が多発いたしました。多難な一年でありました。本年は、田中内閣発足二年目にあたる年でありますが、インフレ傾向の強まる中で、目下国民の最大関心事は、物価の抑制・土地問題・公害の除去・さらには自動車・さらには自動車の激増にともなう交通事故の絶滅問題であると思っております。

私たちが議員一同は、みなさんの代弁者として、このような問題に真剣に取り組み町政に反映いたす所存でございますので、何卒みなさんの格別のご協力をお願いいたします。最後に、みなさんのご健康とご多幸を祈念して、新年のご挨拶いたします。

田辺町議会議員 岡本末男



原田町長(右)と岡本町議会議員(左)、新春早々48年の町政の抱負を語り合う。

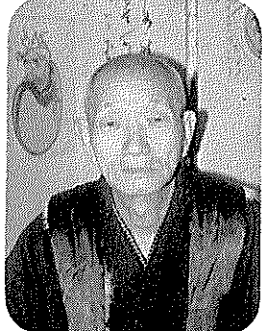
自治の神髄は民の和

なつかしい町民のみなさん、明けましておめでとう存じます。田辺町は、いま急速な発展途上にあつて、たとえ、田辺丸という船は現在急流にさしかかっているときだと思つて、そして、これを立派に乗り切るには、乗組員全体の和がいちばん大切だと信じます。

現在においては、町当局をはじめ、町民各位の愛町の努力によって順調に進んでおりますことは、何よりもありますが、ことだと思つて、

万一にも、船内に不和が生じて、船を急流に流してしまつてはたいへんです。どうか、よい町づくりを進めるために、町民の和をつくる行政を切に願ひします。『解け合つて、雪も氷も春の水』

田辺町興戸 村田 太平



活動文筆で元気で(ことしも)を続けられる名誉町民 村田 太平氏

新春写真ルポ

町のあちこち

(その1)

古い村、新しい町、変ぼうするふるさと田辺

松井が丘は、もともと大字松井地区の一部であったが、去る四十三年春から、民間会社が同地区の南部丘陵地(約一三二七平方メートル(約四二万坪))を宅地に造成、約三千戸の住宅建設を計画した。そして四十六年十一月に、その四分の一にあたる約三万七千平方メートル(約一〇万坪)の宅地造成工事が完成し、昨年三月に入居がはじまり、その後住宅の建設も日に日に進み、いまでは大阪や京都などから転入されてきた人たちが、人口三八九人・一三三世帯になり自治会も組織さ

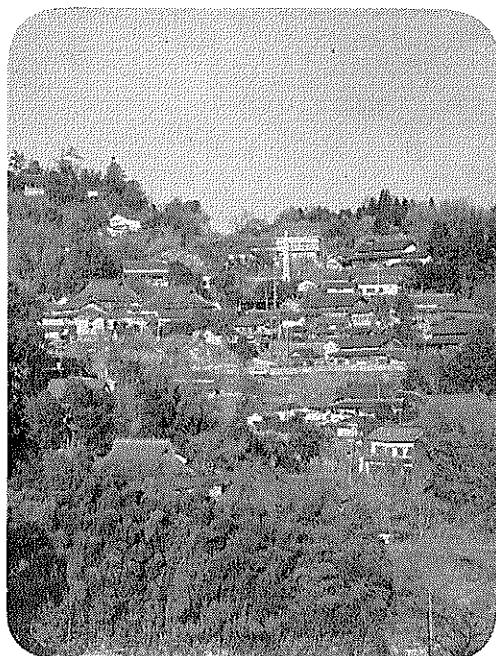
れるまでになっている。将来この松井が丘は、人口約一万人のまちに大きくふくれあがるのが予想されている。この地区は、緑多い森林にかこまれ自然の環境に恵まれているが、宅地の大半が北斜面に位置しているため、冬期はちよつと寒いとも言われている。

しかし、遠くには、比叡山や愛宕山などの京都の北山が日々望むことができ、その夜景はまた格別で、近くには知恵の神・虚空蔵さんもあり、住宅地としては格好の地であることはみなさんご存知のとおりです。



日に日に家が増えていく!! 松井が丘の全景。遠くには、生駒山脈の最北端・八幡町の男山、京都の比叡山や愛宕山を望むことができる

高船地区は、町で最も高い位置にあって、しかも、町最南端にあり緑にかこまれた人口一六七人、四〇世帯の小さな山村で、京都・大阪・奈良の府県界に接している。住む人の心も、このほか人情が厚い。



静かで緑豊かな山村・高船(標高277メートル)、晴れた日には奈良の若草山も遠望できる(町道打田高船線から)

打田地区をこの地区をおとす人たちは、村の全景をみて静かな山の温泉町をおもわせると言う。標高二七七メートルの東斜面の緑豊かな山かげに建てんと建ちならぶ家の姿は、北陸地方の温泉町そのものである。

また、この地区にある笠上神社の桜は、町内でも数少ない名所の一つであるが、案外知られていない。真夏の気温も、平地と比べ二・三度低く、文明の力をかりる必要もないが、ただ一つ、バスが入れる道路をつくるのが先決だ。

新田辺という地名がでてきたのは、いまから約四十五年前の昭和三年一月、奈良電鉄(現在は近鉄京都線)の開通により新田辺駅が設置されたことによる。当時、新田辺駅周辺は、大字田辺と大字河原の境界部分にあって、その中心からともに離れていたため、住家がわずかに数戸あってその他はすべて田んぼで水つかりがひどかった。その後、交通の便に恵まれたことにもない徐々に住宅がたちならび、駅前という土地の利点から近年商店数も増加し、いまでは、町の表玄関になるに至った。

駅の東側や西側では、民間による宅地造成がたまたま行なわれてきたため、部分的に公共施設の整備が進んだものの、二又・新興戸二休が丘健康村などの町における人口急増地区共通の「地価の上昇による公共事業の鈍化」という悩みをもつ地区になっている。さらに、一昨年の夏には近くにマンモス府営田辺団地が完成したことも手伝って、この辺の地価は急激に上昇し、町内で最も地価の高いところである。いま、この地区での最大

の課題は、駅周辺における道路網の整備による交通安全対策と駅前広場の整備である。これらは、みなさんの関心事であるばかりではなく緊急を要する事業ではあるが、公共事業推進の前提である「公共用地の取得や土地画整理事業の施行」に、地区の土地所有者の多くが他地区の居住者であるという地域の特異性からみて、果して関係者の協力がえられるかどうか! 地域の生活環境の整備につながる問題だけにこれは極めて重大であるといえる。

変ぼう著しい新田辺附近・人口約2000人、530世帯、新しい家がめだつ(府営田辺団地から望む一遠くには甘南備山が)



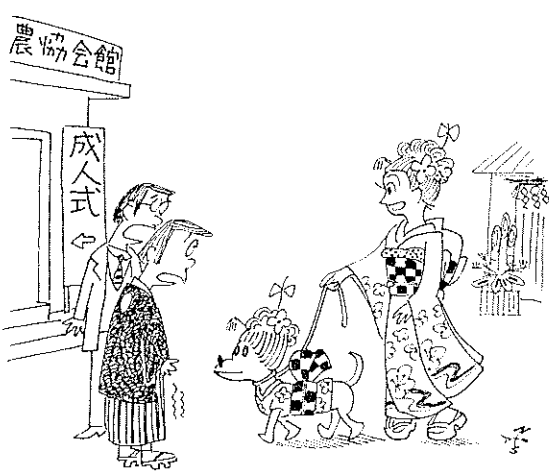
大住小学校創立百周年

一月十三日に記念式典

町立大住小学校は、明治六年に進徳校として創設されてから、この一月十三日ちょうど百周年目をむかえます。校下の大住地区では、記念事業委員会も組織され、地区ぐるみで、記念式典を執り行ないます。誠にためにかぎり、地区ぐるみで、記念式典を執り行ないます。

「人間でいえば、ちよつどハタチなのよ、このイヌ……」

南部 正太郎



みなさんの暮らしのなかに

住民憲章をいかし

住みよい町づくりを進めよう

田辺町住民憲章

わたたくらは、明るく住みよい豊かな町づくりを、将来にむかって進めていくために、その生活の規範ともいえる住民憲章を定めよう。

わたたくらは、日々の日常生活のなか、この憲章がとけえで守られていくことを望みます。

- わたたくらは、郷土の自然を愛護し、清潔な町づくりにつとめよう。
- わたたくらは、郷土の産業を育て、田園都市実現に努力しよう。
- わたたくらは、老人子供を温かく、いっわり健康で明るい家庭をきつぎよう。
- わたたくらは、郷土の歴史を知り、文化遺産を大切に護りよう。
- わたたくらは、小さな親切で社会や生活の向上につとめよう。

(昭和四十一年十月一日制定)

この住民憲章の文は原田町長の自筆をそのまま写真印刷したものです。

人間尊重を基本理念に



町全体の調和のとれた均こうある発展を のある健康な文化都市……建設をめざす

◆◆◆◆◆
私たちの町は、近年、京都・大阪・奈良の大都市の周辺にあって、そのドーナツ化現象により、農地や丘陵地帯の宅地化が進み、人口の増加とともに町全体が年々膨脹して行きます。こうしたなかで町では、昨年、将来の田辺町はどうあるべきか。また、町に住む人たちが、お互に協力しあって地域の特性を活かし本当に住みよい町づくりを進め、みなさんが理想とする「緑のある健康な文化都市」として、調和のある均こう発展をはかるためには、いかに対処すべきか。等々……人間尊重を基本理念において、豊かな人間環境創造への構想として『まちづくり構想』をまとめたことは、みなさんもご承知いただいているとおります。

◆◆◆◆◆
新年にあたり、原田町長は、ことしは「基盤整備の年」であると話して行きます。そこで、町政推進の指針であるこのまちづくり構想の概容をみなさんにあらためて紹介することにしました。

豊かな人間環境の創造

まちづくり構想

町の将来像

(二十年後のビジョン)

町内が都市計画によって、住居地域・商業地域・工業地域・農業地域や風致地区などに整然と区分され、そのなかでは、道路網や交通機関・駅前広場が立体的に整備され、上・下水道も完備、公園緑地も多く設けられ、住民が日常生活を文化的に公害もなく、良好な環境のなかで楽しく暮らせる都市となっている。

そして、町の人口も八万人程度で、住民が気軽に利用できるコミュニケーションの場としての文化施設(公民館、図書館、資料館、都市公園、グラウンド、庁舎など)、また衛生施設(尿やじんかい処理場・医療機関など)、さらには教育福祉施設(学校・幼稚園・保育所・児童館・青少年や老人の家、ちびっ子広場など)、その他行政サービス施設なども地域の配置がなされ、老若男女を問わず、すべての住民が毎日楽しく過ごせるよう、その生活水準が向上し町全体が活気と幸せにみちあふれている。これが、みなさんが理想とする「緑のある健康な文化都市」である。

将来人口は
約八万三千人

このまちづくり構想は、町の経済的・社会的、そして地域的な姿を直視し、そのおかれていく位置を見定め、将来展望のうえにたっています。

二十年後には、いまの生活水準を引き上げ、住民の理想郷である「緑のある健康な文化都市」田辺を築きあげるための総合的なまちづくりの構想であることはいまでもありません。

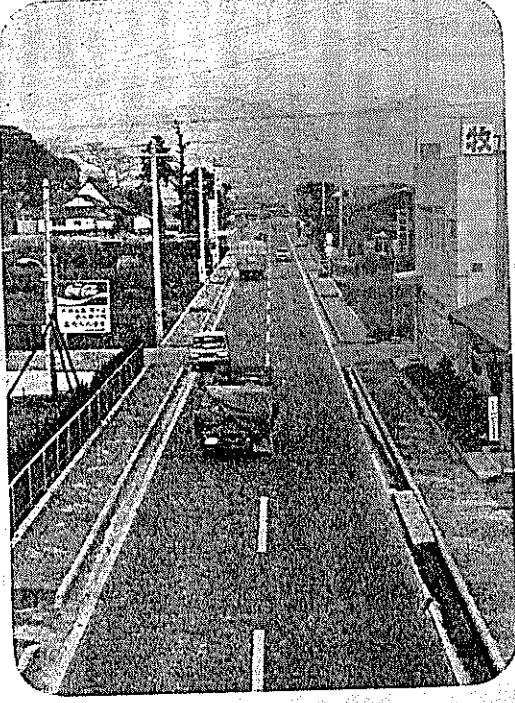
そして、この構想の内容については

- 一、公害のない楽しい生活をみちびく環境づくり
- 二、老人や子供と恵まれた人たちの幸せを生み出す社会づくり
- 三、産業を伸ばし健康な明るい家庭づくり
- 四、(産業振興)

の三つを柱とし、さらに構想を具体的に実現していくため町行政の運営構想からなっています。

とくに、この構想の策定にあたっては、昭和四十一年十月に町合併十五周年記念として制定された「住民憲章」をよりどころとしています。

また、町の将来人口を推計してみますと、別表に示すとおり、十年後で約六万五千人、二十年後で約八万三千人、三十年後で約九万五千人、四十年後で約一億人、五十年後で約一億二千万人、六十年後で約一億三千万人、七十年後で約一億四千万人、八十年後で約一億五千万人、九十年後で約一億六千万人、と推計されています。



国道307号線・東バイパス
東地区内の道路交通事情はめだつてよくなった

公害のない楽しい生活 をみちびく環境づくり構想

生活環境の整備、すなわち住民の生活障害と不安の発生を予防し除却するためには、まず町全体の土地利用を明確にすることであり、これを基礎として、地域の特性を活かし調和のとれた均こう発展をはかることにしています。

また一方では、町が有する恵まれた緑のある良好な自然環境の保全対策を強化することです。

住民の日常生活上、必要

老人や子供と恵まれた人たちの幸せを生み出す社会づくり構想

な環境衛生施設を計画的に拡充し、生活にうるおいを与えてくれる公園緑地やレクリエーション施設なども適当に配置していく方針です。

そのほか、交通機関や駅前広場の整備・交通安全対策の強化・消防施設の充実など、これら町の基盤整備施策の促進によって、公害排除の生活しやすい町としての発展がはかれることと見込んでいます。

住民福祉の増進 老人や子供と恵まれた人たちの幸せを生み出す社会づくり構想

老若男女を問わず、町に住むすべての人たちが、日常生活をなんの不安もなく健康で楽しく文化的な日々を過ごすことができれば、それは、町の大きな理想です。

しかし、めまぐるしく移り変わる社会のなかでは、この共通の願いにそわない人たちが少なくありません。

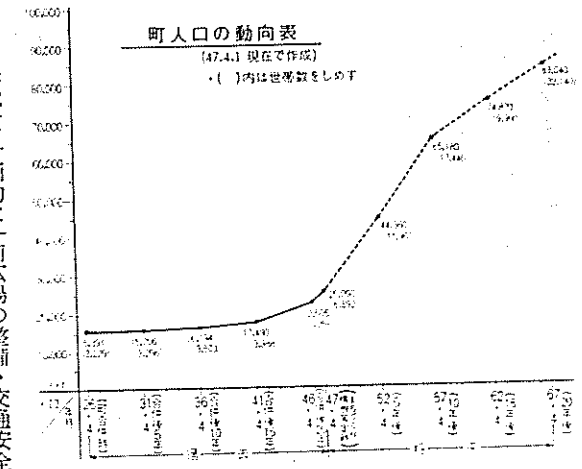
また、将来の町を背負った子供たちの幸せの追求、社会に限りなく尽くしてきたお年寄りたちの老後の生活保障、恵まれない人たちに対する愛の手など、社会福祉の充実、人間尊重を基本理念において、諸施策を推進している町政のなかでは極めて重要な課題です。

まず、社会保障の充実施策としては、住民の生活の安定と失業対策・児童福祉の増進と施設整備・身体障害者の福祉更生・老人福祉の増進と老人憩いの家建設・母子家庭の福祉増進・勤労者福祉対策と福祉センターの建設・新生活運動の推進・住宅不足の解消施策・同和対策の充実など、

将来人口の地区別分布
＝推計＝

＜10年後＞	
大住地区	25,040人 (6,545)
草内地区	21,880人 (6,165)
田辺地区	18,260人 (4,730)
山木地区	65,180人 (17,440世帯)
普賢寺地区	28,840人 (7,545)
計	26,820人 (7,465)
＜20年後＞	
大住地区	27,380人 (7,130)
草内地区	83,040人 (22,140世帯)
田辺地区	27,380人 (7,130)
山木地区	27,380人 (7,130)
普賢寺地区	27,380人 (7,130)
計	27,380人 (7,130)

注：人口は、主として、町に在住する人口を推計している。



産業を伸ばし健康な明るい家庭づくり構想

また、保健衛生の向上施策としては、保健衛生知識と母子衛生知識のこう揚と結核及び伝染病予防対策・家族及び衛生害虫駆除対策・医療機関の充実と保健センターの建設・成人病対策・献血運動の推進など、

さらに、教育の振興施策としては、学校教育の充実・教育施設の整備充実・人口急増による幼稚園や小学校の建設・通学区の再検討・社会教育の整備充実・文化財保護対策など、計画的に進めることにしています。

構想実現のための町行政の運営

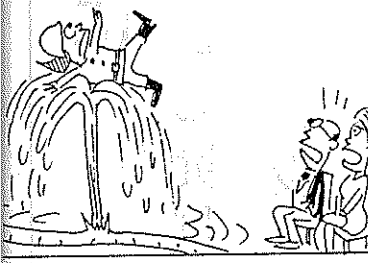
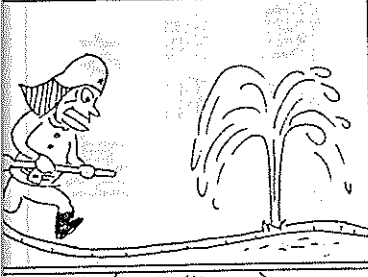
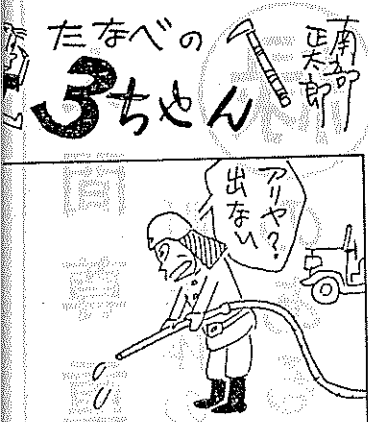
財政的経費の増大をはかる

みなさんもご承知のように、いまの地方自治体の財政事情をどうにか、一割自治とか、三割自治とか、いろいろ言葉でその弱さを表わされていますが、現状は全くそれとは異なり、人口急増の市町村は、年々大幅に増加する行政需要に四苦八苦の状態です。

こうした状況下にある町にとつては、みなさんの意見を聞きながら樹立すること、よほど計画的な町行政の運営をはかることが、財政的経費の増大を抑制し、その具体的な実現も甚だ困難であることは言うまでもありません。

そこで、町では行政経費をできる限り節減し、投資的経費の増大をはかる一方、みなさんとの話し合いにより重点的に諸施策を推進することにしています。

なお、近くこの構想に基づき事業実施計画(三年、五年間)をみなさんの意見を聞きながら樹立すること、よほど計画的な町行政の運営をはかることが、財政的経費の増大を抑制し、その具体的な実現も甚だ困難であることは言うまでもありません。



米の集荷(町農協大住支所倉庫前)

昭和47年産町内「米」集荷状況調

(単位kg)

地区	2等	3等	4等	5等	水甲	計
田辺	—	46,740	185,730	67,560	—	300,030
大住	—	29,940	195,990	10,470	2,430	238,830
草内	4,650	93,000	185,730	53,760	3,840	340,980
三山木	930	75,450	112,590	7,740	240	196,950
普賢寺	900	38,520	45,570	16,410	1,350	102,750
計	6,480	283,650	725,610	155,940	7,860	1,179,540

お年寄りの医療費助成の適用範囲拡大

去る四十五年十月一日から町では、老人の健康と生命をまもるため、府の援助をえ、七十才以上と六十五才以上のねたきり老人の方がたの医療の無料化を実施してきましたが、ようやく国においても、ことし一月から七十才以上に引き下げ助成されることになりました。

しかし、老人の方がたの医療制度は、まだまだ十分ではありません。

この老人医療費支給制度の対象となる方がたは、
 ①七十才以上のお年寄り全員。
 ②六十五才以上の障害者・ねたきり老人・単身者・老人世帯(六十才以上十八才未満の児童がいる世帯)。ただし、国民年金受給資格がきめられている。

そのとき同時に、おとどけしました「老人医療費受給者証申請書」にご記入のうえ、町福祉課までおとどけください。

この申請書に添付する書類は、申請書裏面にくわしく書いてあります。

なお、社会保険の被扶養者は、必ず同封の委任状に住所・氏名・印・記号番号を記入して提出してください。

また、社会保険で本人が被保険者の場合は「医療費受給者証」を必ず町福祉課まで送り返してください。

さて、お医者さんへ行くかるときは、この「受給者証」と「保険証」を必ずもって受診してください。ただし、「老」と表示した「受給者証」の方は、京都府以外の医療機関で受診されたときは、自己負担を支払っていただきます。

老人70才ねたきり老人など65才

所得額以下であること。

この場合に必要書類は、町福祉課にありますから請求してください。

また、附加給付があれば、支払い額からその分は差引かれます。

その他、くわしいことについては町福祉課までお問い合わせください。

(電話①〇二七二)



この写真は昨年催された成人式のもようです

成人式おめでとう

総計 三五六八人、男一八八八人、女一六八八人

町農協会館で十五日朝十時からことし成人になられる方がたをみんなでお祝いする成人式は、一月十五日の成人の日午前十時から農協会館で行ないます。

当日は、町全体で三五六八名(男子一八八八名・女子一六八八名)の方がたを招待し、祝賀式典や記念植樹、意見交換や立食茶話パーティーなどを催すことにしています。

また、町では成人者全員に記念品として「もくせい」の木を、春の苗木あつせんの際に贈ることになっています。

該当者のみなさんには、すでに案内状をさしあげていますので、お気がるにこ参加ください。

去る十二月十三日、「母の田辺小学校の施設拡充に役立ててほしい」と、枚方市香里ヶ丘六丁目在住の式地皓さん(昭和十年三月卒業)から、金五十万円を町に寄付されました。

町では、同氏のご厚意に感謝し、有効に使わしていただくことにしています。

また、去る十一月三日、「母大字新の今村行雄さんから「児童の交通事故防止に使ってほしい」と、田辺小学校に金十万円を寄付されました。

今村さんは、同校三年だった二女豊子さんが、去る六月、自宅周辺の町道を自転車で通行中、交通事故

『南山学園』開設

基礎学力の向上と同和教育の充実を

昨年十二月十二日、三山木福祉会館附属「南山学園」を開設しました。

この学園の校舎は、三山木福祉会館の北側で、二教室・職員室・トイレがある重量鉄骨平屋建て、その面積は約二百平方メートル。

また、工事費は約八百万円で、こじんまりとした建物です。

開設されたわらわは、三山木地区に住む小・中学生の基礎学力の向上と同和教育の充実をはかるためです。

そして、小学生の三年から六年生までの児童約一〇名が、毎週月・木曜日の午後四時半から六時まで、中学生約五〇名は、毎週一回午後六時半から九時半までここで勉強します。

開設当日、学園へ登園した子供たちは、自分たちの学園が立派にできたとおおよろこび、

ペンキの臭いがたつようなので、園長(原田町長)の話に真剣なまなざしで聞かされていました。

昨年10月1日から1か月間、全国一斉に実施された赤い羽根共同募金運動の結果はつぎのとおりです。

○募金総額 524,066円

なお、こんかいの目標額は408千円でしたが、みなさんのご協力で、この額を116千円も多くなるほどの好成績をえました。

昨年暮の歳末助け合い運動により、町と町社会福祉協議会に寄せられたお金は、552,884円です。

みなさんのご協力で集められたこの多額のお金は、さっそく町内の恵まれない人たちに配分しました。



われらの学園ができたとおよろこびの子供たち

老人福祉費にあててください

元町老人クラブ連合会長のご遺族

岩本さんから町に寄付

老人福祉の向上に長年わたって努力されてきた大字岩本の岩本文一さんが、昨年十一月二十五日、交通事故がもとで病氣でおなくなりになったことは、みなさんもご承知のとおりです。

同氏は、生存中町の老人クラブ連合会長であったばかりではなく、府の

老人福祉の向上に長年わたって努力されてきた大字岩本の岩本文一さんが、昨年十一月二十五日、交通事故がもとで病氣でおなくなりになったことは、みなさんもご承知のとおりです。

同氏は、生存中町の老人クラブ連合会長であったばかりではなく、府の

昭和47年12月10日執行 衆議院議員総選挙

(本町分)

投票者数	
男	6,465名 (4,559名)
女	6,687名 (4,595名)
計	13,152名 (9,154名)
当日の有権者数	17,514名 (13,496名)
投票率	75.09% (67.83%)

()内は、前回(昭和44年12月27日)の選挙時の数を示す。

枚方市の式地さん 薪の今村さん

故に死亡されたことから、幼な子供たちの交通安全とすこやかな成長を願ってご寄付いただいたものです。

学校では、さっそくこのお金で、登校旗や安全帯・百葉箱を購入、同氏のご厚意に感謝してあります。

12月1日から実施

町緑化推進指導要綱

私たちの町は、近年著しい都市化現象によって、丘陵地における宅地開発や無秩序に行なわれる山砂利や山土砂の採取等により、豊かな郷土たなへの自然環境が年々破壊されていく現状です。祖先が、たいせつに残してくれた緑にまつまれた美しい山々は、町に住む人たちの心にうろを与えてくれるばかりではなく、清らかな水を供給してくれる源であり、災害や公害を防止するうえからも、無計画な自然破壊をほおっておくことはできません。そこで町では、これに対処して、緑と花にまつまれた豊かな自然環境のなかで、住民が健康で快適な生活を営むことができるよう、町と住民がその自覚と相互協力により緑化の推進と緑地の保護育成をはかり、町の秩序ある均こう発展と住民福祉の増進につとめよう」と、みなさんの意見を集約して、町独自で『緑化推進指導要綱』を定め、去る十二月一日から実施したことはすでにご承知のとおりです。もとより、この要綱の内容については不十分な点もあり、これが実施にあたっては、府下でもはじめてのものであるため、むづかしい問題にぶつかるとも予測されますが、みなさんの積極的なご支援で、本要綱制定の趣旨にそった適切な運用をさしていきたくと考えておりますので、ご協力をお願いします。なお、要綱の内容はつぎのとおりです。

(目的)

第一条 この要綱は、田辺町のすべての住民が緑と花にまつまれた豊かな自然環境のなかで、健康で快適な生活を営むことができるよう、町と住民がその自覚と相互協力により緑化の推進及び緑地の保護育成をはかり、町の秩序ある発展と住民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この要綱において「事業者」とは、敷地実測面積五〇〇平方メートル以上の土地で、工場等の事業を営んでいる者をいう。

(緑化推進指導要綱)

第三条 町は、緑のある豊かな自然環境を守るため、住民と協同して、緑化の推進及び緑地の保護育成に必要な事業及び諸施策を計画的かつ積極的に行なうこととする。

3 住民は、緑のある豊かな郷土の自然と良好な生活環境を守るための必要事項を自覚して、町が実施する関連事業及び諸施策に積極的に協力するとともに、住民の良好な生活環境を守るため、おおむね、次の各号に定める事業及び諸施策を計画的かつ積極的に行なうこととする。

- ① 緑化の推進及び緑地の保護育成に関する啓もう運動の展開。
- ② 緑化運動及び花いっぱい運動の展開。
- ③ 植樹祭の開催及び公共施設の緑化推進。
- ④ 花づくり・木づくり教室の開設。

4 町は、住民又は事業者が、自主的に緑化の推進及び緑地の保護育成に努めようとする場合において、必要に応じて、緑化の推進及び緑地の保護育成に努めようとする者に対し、必要な指導及び援助を行なうものとする。

- ① 町において宅地造成事業等の開発行為を実施する事業者は、事業着手前に宅地開発区域の緑地保存計画を樹立し、別記様式第一号により町長に届け出なければならない。
- ② 開発者は、前項の定めにより緑地保存計画を樹立する場合には、開発区域内の既存の樹木等はできる限り多く保存するよう計画し、開発区域の緑地保存計画、山砂利採取区域の緑化計画及び山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ③ 町長は、第一項、第五項及び第六項の定めにより、開発者から開発区域の緑地保存計画、山砂利採取区域の緑化計画及び山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ④ 町長は、前項の定めにより、開発者から開発区域の緑地保存計画、山砂利採取区域の緑化計画及び山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

5 町において山砂利採取事業を実施する事業者は、着手前に山土砂採取区域の緑化計画を樹立し、別記様式第三号により町長に届け出なければならない。

- ① 町において山砂利採取事業を実施する事業者は、着手前に山土砂採取区域の緑化計画を樹立し、別記様式第三号により町長に届け出なければならない。
- ② 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ③ 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ④ 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

6 町において山土砂採取事業を実施する事業者は、着手前に山土砂採取区域の緑化計画を樹立し、別記様式第三号により町長に届け出なければならない。

- ① 町において山土砂採取事業を実施する事業者は、着手前に山土砂採取区域の緑化計画を樹立し、別記様式第三号により町長に届け出なければならない。
- ② 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ③ 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ④ 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

7 町において山土砂採取事業を実施する事業者は、着手前に山土砂採取区域の緑化計画を樹立し、別記様式第三号により町長に届け出なければならない。

- ① 町において山土砂採取事業を実施する事業者は、着手前に山土砂採取区域の緑化計画を樹立し、別記様式第三号により町長に届け出なければならない。
- ② 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ③ 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ④ 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

8 町長は、第一項、第五項及び第六項の定めにより、開発者から開発区域の緑地保存計画、山砂利採取区域の緑化計画及び山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

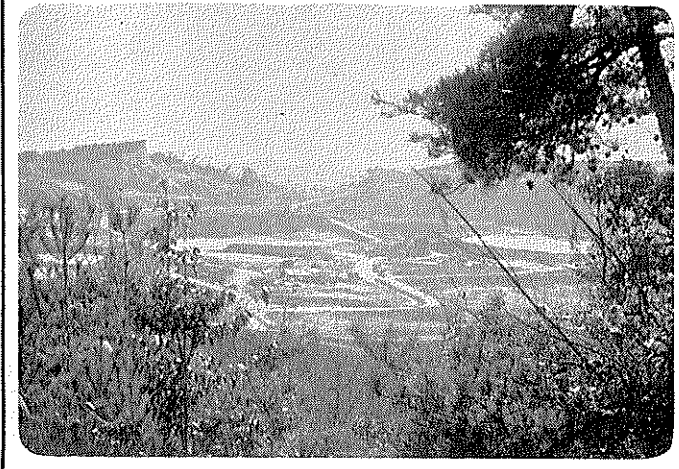
- ① 町長は、第一項、第五項及び第六項の定めにより、開発者から開発区域の緑地保存計画、山砂利採取区域の緑化計画及び山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ② 町長は、前項の定めにより、開発者から開発区域の緑地保存計画、山砂利採取区域の緑化計画及び山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ③ 町長は、前項の定めにより、開発者から開発区域の緑地保存計画、山砂利採取区域の緑化計画及び山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ④ 町長は、前項の定めにより、開発者から開発区域の緑地保存計画、山砂利採取区域の緑化計画及び山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

9 町において山土砂採取事業を実施する事業者は、着手前に山土砂採取区域の緑化計画を樹立し、別記様式第三号により町長に届け出なければならない。

- ① 町において山土砂採取事業を実施する事業者は、着手前に山土砂採取区域の緑化計画を樹立し、別記様式第三号により町長に届け出なければならない。
- ② 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ③ 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ④ 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

10 町において山土砂採取事業を実施する事業者は、着手前に山土砂採取区域の緑化計画を樹立し、別記様式第三号により町長に届け出なければならない。

- ① 町において山土砂採取事業を実施する事業者は、着手前に山土砂採取区域の緑化計画を樹立し、別記様式第三号により町長に届け出なければならない。
- ② 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ③ 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。
- ④ 町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。



山砂利採取で無惨な姿 (田辺地区丘陵地で)

発者みずからその対策を講じなければならぬ。町は、緑化の推進及び緑地保護育成に努めようとする者に対し、必要な指導及び援助を行なうものとする。

町長は、第一項、第五項及び第六項の定めにより、開発者から開発区域の緑地保存計画、山砂利採取区域の緑化計画及び山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

緑化推進協議会も発足

去る十二月十三日には、この要綱の定めにしたがい、各地区ごとに町協働員を推せんをうけ、町長から委嘱した三十五名(現在一名欠員)の緑化推進委員さんと、町長が推せんした町関係職員六名により、緑化推進協議会が発足しました。

町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

- (新田辺西) 中川健三、(府宮田辺) 下津康三、(松井) 安倉保、(東林) 山本敏雄、(岡村) 芝朝吉、(三野) 沢井克二、(健康村) 中野野、(健康が丘) 藤原弘雄、(松井が丘) 有森治雄、(東北尾原一) (草内) 小林肇、(飯岡) 宮崎忠男、(高木) 西尾吾郎、(二又) 榎村繁次、(山崎) 中川一男、(出垣内) 木村久一、(山本) 欠員、(南山東) 中村実、(南山西) 水山孝次、(江津) 木原克弥、(宮の口) 吉川勉、(多々羅) 大谷治之、(普賢寺) 田宮朝水、(水取) 堀江幸男、(打田) 瀬戸芳夫、(高船) 向井満男、(任期2年) 町関係職員
- (助役) 小田寿一、(企画広報課長) 前川宗克、(建設課長) 北村保次、(建設課長) 野村力、(産業課長) 西正正、(教委公民館主事) 福味定雄
- (事務局長) 田中幸俊、(産業課主事) 田中幸俊、(町森林組合主事) 町産業課課長 沖田木栄

だかであるときは、植樹等により緑化を推進するものとし、すでに樹木が繁茂しているときは、その樹木の枯損等の防止対策を講じ、緑地の保護育成に努めなければならない。

町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

町長は、前項の定めにより、開発者から山土砂採取区域の緑化計画の届け出をうけたときは、この要綱の趣旨にそった適切な運用を要するものとする。

消防署から

みんなで文化財山の緑を火災から守ろう!!

郷土の文化財をことしも火災から守ろう!!

来る二十六日は、『文化財防火デー』です。

そして、ことしは『貴重な郷土の文化財を火災から守ろう』をスローガンにしています。

わたしたちの町には、国宝・重要文化財が数多くあります。

また、神社・寺院も散在しています。祖先の努力で、いままで守り伝えられてきた文化財を引き継ぎ、永遠に保護してゆくには、町ぐるみで文化財に対する防火の意識を高めることが大切です。

山火事防止に努め、山の緑を火災から守ろう!!

冬期は、空気がたいへん乾燥しています。落葉や枯草が乾ききってちよつとした火の粉でも、大火事が起こります。

毎年、山火事の七十七パーセントは、天気の良い日が続く、風が吹いているときに連続して起こり、また、最も乾燥する昼頃に多く起こっています。

山火事の原因は、子供の火遊び・ハイカーのタバコやたき火・山仕事をすする人の火の不始末などです。

なかでも原因のトップは、なにげなく捨てた『タバコ』の吸いながら、つづいてたき火・マッチとなつています。

山火事を防ぐため、つぎの事項に注意しましょう。

- ### 危険です!! 多くの石油類を家庭におかないようにしましょう
- 最近では、一般家庭においても、暖房用や機械器具等の燃料をドラムカンで大量に購入されるのがめだつています。
- 万一、火災が発生したとき、家に多くの石油類を貯蔵しているとたいへん危険であることはみなさんもよくご承知のとおりです。
- とくに、石油類を家庭で取り扱われるときは、必要量にのびただけ購入するようにしましょう。
- 〇くわえタバコは、やめましょう。
 - 〇たき火は、土を掘って穴の中ですまじょう。
 - 〇たき火の跡始末は、水をかけるか・土でおおうなどして確実に消しましょう。
 - 〇ふだんから子供の遊びには気をつけ、火遊びに注意しましょう。
 - 〇山焼きをするときは、必ず町消防署に届けましょう。(電話①〇二七四)

品名	届け出はらない	届け出がいる	許可がいる
ガソリン	20ℓ未満	20~100ℓ未満	100ℓ以上
白灯油	100ℓ未満	100~500ℓ未満	500ℓ以上
重油	400ℓ未満	400~2,000ℓ未満	2,000ℓ以上
農業用混合油	20ℓ未満	20~100ℓ未満	100ℓ以上

危険物の貯蔵取り扱い方法

- 〇直射日光にあてないこと。
- 〇火気を使用する近くに置かないこと。
- 〇通風のよい場所に置くこと。
- 〇容器には必ずフタをし、安定した場所に置くこと。

毎年、新しい機能を加えた石油ストーブを各メーカーが販売しています。

さいきん、めだつているのが、自動消火装置付石油ストーブです。

万一、地震や誤まって倒したときに、自動的に消火する装置です。

また、使用さ

知識 脳卒中の症状と処置

今回は、老人に多い脳卒中について、その症状と処置をお知らせします。

(症状)

- 〇顔面が赤くなる。
- 〇衣服をゆるめ、室内を暗くする。

今年、新しい機能を加えた石油ストーブを各メーカーが販売しています。

さいきん、めだつているのが、自動消火装置付石油ストーブです。

万一、地震や誤まって倒したときに、自動的に消火する装置です。

また、使用さ

タイムマシン……900年前

平安美術の再現です!!



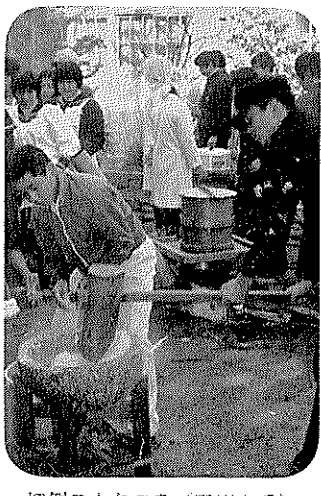
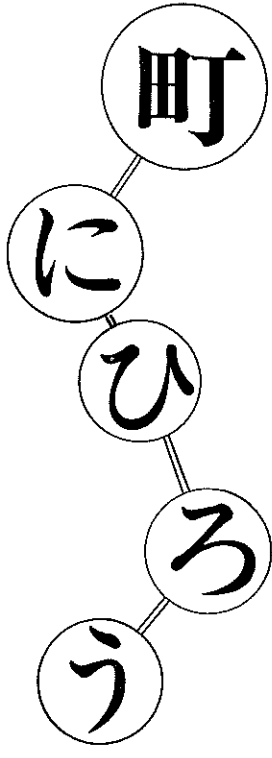
再現された観音寺の三重石塔 (普賢寺大御堂で)

町唯一の国宝・十一面観音立像で知られている普賢寺大御堂観音寺で、このほど価値不明ではあるが、三重石塔が復元された。

この作業にあたっては、石の質が「竜山石」であるため、同質の石が近くなく兵庫県加古川市からわざわざ取り寄せられるなど、その苦勞はまた格別であったと云う。

この石塔の最大の特色は、笠石が降り棟であり、これと同様の石塔としては、奈良県の室生寺の二重の塔があるだけ。

石塔は、九百年前の平安時代のものか。貴重な平安美術の再現です。



恒例のもちつき (田辺中で)

恵まれない人たちに真心のこもった「モチ」を

田辺中学校の伝統行事「心もち運動」のモチつきが、去る十二月二十日朝八時半から校庭で行なわれた。

このモチつきは、恵まれない人たちに真心のこもったモチを正月に食べてもらおうと、生徒会が中心になって毎年行なわれているので、ことしで実に二十四回目になります。

生徒会では、十四日から二十日までの八日間、クラスごとに募金箱を置くこと

もに登校時に校門前で募金を呼びかけた。

みんなの協力で集まったお金が三万五千八百十九円。

それに各自が持ち寄ったモチ米は九十キログラム。キネやウスなどは、すべて借りもの。

この日できたモチは、なんと六百八十分。

さっそく近くの府立落南寮・桃山学園・宇治少年院・伏見の和光寮へ贈りました。

サンタがやってきた!! 保育所のクリスマスパーティー



よい子にプレゼント (田辺保育所で)

昨年十二月二十一日、真赤な服に白ヒゲのサンタクロースのおじさんが、町内の五つの保育所にやってきました。

これは、毎年行なわれている保育所のクリスマスパーティーで、保育所長の森さんが、サンタにふんして各保育所を巡回。

保育児四百五十名は、この日のくるのを首をながくして待っていた。

サンタが現われるとたいへんはしゃぎまわります。紙しばいやおもしろいお話などを聞き、カルタとくつ下に入ったプレゼントにみんなお喜び。

保育児には、ひと足早いクリスマスがおとすれたのでした。

タケノコがニヨキニヨキ!!

「山城タケノコ」の本場松井で、冬季というのに早くもタケノコが頭を出し始めた。

タケノコのシーズンには、三月から四月頃で、十一月に出たのはたいへんめずらしいとのこと。

タケノコが芽を出した竹ヤブは、南側に面した日当たりに考えているとか。

この日に約二十本のタケノコの収穫があった。

年々竹藪がへつていくなかで、この現象をとらえてタケノコの促成栽培を真剣に考えているとか。



季節はずれのタケノコ (松井で)

こちらは——町行事の——町に対する建設的な

田辺町役場です。——お知らせは ②4444 ——ご意見や要望は ②4343